

小中一貫教育特認校制度 概要

東松山市教育委員会

I 特認校制度とは

通常の学区とは異なり、通学区域を広げて児童・生徒の募集を行う制度です。本制度は、当該学校の教育活動・特色に共感をもつ児童・生徒、保護者が希望し、転入学許可条件をもとに教育委員会が就学を認める制度です。

II 小中一貫教育特認校の概要

1	基本方針	①桜山小学校と白山中学校における小中一貫教育を実施し、小・中学校の連携を強化します。 ②本教育活動に共感する児童・生徒・園児ならびに、その保護者に対して小中一貫教育特認校への就学を呼びかけます。
2	ねらい 期待される効果	小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育 ↓ ○中学校入学時の円滑な接続 ⇔ 中一ギャップの解消 ○学習意欲の向上 ⇔ 確かな学力の向上 ○教職員の交流・活性化 ⇔ 児童・生徒理解
3	対象児童・生徒	市内に居住し、小・中学校に在籍しているすべての児童・生徒、小学校に就学予定の子供
4	登下校	保護者の責任において通学していただきます。 (自家用車での送迎、電車やバスの利用、近隣からの徒歩または自転車等 ※自転車通学は、白山中のみ許可しています。)
5	転入学及び年度途中の転出入について	①転入学を希望する場合には、面談を実施し、12月末までに決定します。 ②特認校制度を利用した年度途中の転入はできません。 ③年度途中の転出については、個別に相談の上、可能となります。
6	その他の期待される効果	小規模校としての課題が解決されます。 ①児童・生徒数の増加 ⇒ 学級数の増加 ⇒ 教員数の増加 ↓ ②クラス替えの実施(児童・生徒の人間関係の固定化解消) ③児童・生徒の活動機会の拡充 (委員会、クラブ活動、部活動等の数の増加)

III 特認校制度利用者の推移

10年間で300名以上の児童・生徒がこの制度を利用しています！

入学年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
桜山小	9	23	17	10	21	5	11	7	8	6	4	121
白山中	5	12	18	13	14	25	17	34	30	19	29	216
計	14	35	35	23	35	30	28	41	38	25	33	337